

# 令和3年12月藤沢市議会定例会

## 議案資料

議案第75号

令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第8号）



事業名	(新) 子育て世帯等臨時特別支援事業費					
予算科目	款 4 項 2 目 1 細目 09 説明 01		子育て・生活支援給付金担当・子育て給付課			
指針体系コード	まちづくりテーマ					
	重点施策名					
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0	0				
補正額	3,192,400	3,192,400				
補正後の額	3,192,400	3,192,400				
特定財源の内訳	(国庫支出金)	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金				3,192,400

**【施策等を必要とする背景】**

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取組の一つとして、18歳以下の児童を養育する世帯（所得制限あり）に対し、児童1人につき10万円相当の給付を行うことが盛り込まれた。そのうち現金5万円は年内の支給開始をめざし、残りは子育てに有効に活用できるクーポン・バウチャー方式を原則とした仕組みで支給することが示された。

**【補正事業概要】**

新型コロナウイルス感染症の影響がさまざまな人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）の支給対象となる児童及びそれに準ずる18歳以下の児童を養育する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。

1. 臨時特別給付金 3,075,000 千円  
 児童1人につき5万円

対象児童	対象児童数
<b>(1) プッシュ型支給（申請不要）</b>	
ア 本市の令和3年9月分の児童手当（本則給付）対象児童（公務員を除く）	約44,000人
イ 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた本市の児童手当の算定児童である高校生（上記アと生計を一にする児童）	約3,700人
<b>(2) 申請支給</b>	
ア 所属庁から児童手当が支給されている令和3年9月分の児童手当（本則給付）対象児童（公務員）	約6,000人
イ 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた(1)のイ以外の児童（高校生）	約6,300人
ウ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）対象児童（新生児）	約1,500人

2. その他事務経費 117,400 千円

- (1) プッシュ型支給分 5,676千円  
 需用費、役務費（郵便料、振込手数料）
- (2) 申請支給分 111,724千円  
 需用費、役務費（郵便料、振込手数料）、委託料、使用料及び賃借料ほか

3. 支給方法及び支給時期（予定）

- (1) プッシュ型支給は、申請不要で児童手当の指定口座へ12月23日以降に支給  
 (2) 申請支給は、申請に基づき養育状況や収入状況を審査の上、随時支給